

# プラットフォームサービスに関する研究会説明資料

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構



# SMAJ 概要

---

2020年4月、ソーシャルメディア上の様々な課題への対応を加速し、取り組みを強化するため、関連事業者により設立されました。SNS起因の児童被害防止のために設立された青少年ネット利用環境整備協議会を前身としています。

名称	一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 (英文名: Social Media Association of Japan (略称: SMAJ))
代表理事	穴戸常寿(東京大学大学院法学政治学研究科 教授) 曾我部真裕(京都大学大学院法学研究科 教授)
設立年月日	2020年4月23日
目的	<ul style="list-style-type: none"><li>● ソーシャルメディアの安心・安全な利用に向けた普及・啓発事業</li><li>● SNS等のコミュニケーションサービス利用における様々な社会課題への対応及び取組の加速</li><li>● 利用者の安心安全な環境整備・向上や業界全体の健全な発展を促進する施策の検討・実施等</li></ul>

# 会員および役員

SNS等のコミュニケーションサービスを運営している事業者等から構成されており、日本で唯一のソーシャルメディア関連事業者による業界団体です。

2022年12月1日現在

役員	所属・氏名
代表理事	東京大学大学院法学政治学研究科 教授 宍戸常寿
代表理事	京都大学大学院法学研究科 教授 曾我部真裕
常務理事	Facebook Japan株式会社 公共政策本部 部長 小俣栄一郎
理事	虎ノ門南法律事務所 弁護士 上沼紫野
理事	慶応義塾大学法学部 教授 亀井源太郎
理事	英知法律事務所 弁護士 森亮二
理事	中央大学文学部 教授 安野智子
理事	ByteDance株式会社 執行役員 山口琢也
理事	LINE株式会社 政策渉外室長 青木幸太郎
監事	総合研究奨励会 理事 堀雅文

会員企業	
(正会員A)	
ByteDance株式会社	LINE株式会社
Facebook Japan株式会社	Twitter Japan株式会社
(正会員B)	
株式会社アップランド	株式会社ミラティブ
グーグル合同会社	モイ株式会社
グリー株式会社	株式会社ユードー
ココネ株式会社	株式会社DouYu Japan
株式会社サイバーエージェント	株式会社jig.jp
合同会社スタープリンス	Meetscom株式会社
株式会社ディー・エヌ・エー	note株式会社
株式会社テラーノベル	SHOWROOM株式会社
株式会社ナナメウエ	Social Town
株式会社ニューズピックス	UUUM株式会社
株式会社ミクシィ	17LIVE株式会社
(全26社)	

- SMAJの設立経緯
  - ソーシャルメディア上の様々な課題への対応を加速し、取り組みを強化するため、関連事業者により設立
- オンライン上のコンテンツに関する世界的な取組の潮流
- プラットフォームサービスに関する研究会報告書(2022年8月)



- SMAJの設立の経緯や世界的な取組の潮流に照らし、透明性・アカウントビリティを確保することを主眼において、会員企業の自主的な取組として、**「誹謗中傷、偽情報・フェイクニュースに対する行動規範」**を策定することとしたもの。

## 行動規範策定の背景(続)

---

- コンテンツ規制に対する画一的なアプローチは、オンライン上の対策として相応しくない
- 対策が効果的であるためには、サービスによる違いを認識し、イノベーションと変化に対して柔軟性を持たせることも必要。テクノロジーが進化しているスピードを考えると、ことさらに重要。
- 国境を越えたコミュニケーション、そしてそれがもたらす経済的・社会的利益は、国境を越えるものであることを認識する必要。
- 比例性と必要性がルールに組み込まれることが不可欠。
- 対策を考えるに当たっては、安全確保はもとより、プライバシー、表現の自由のような価値観の間にバランスを取ることが重要。
- 考案されるべき対策は、コンテンツの制限と、意見表明の機会、表現の自由、プライバシーの権利を含む基本的人権の保護との間でバランスを取る必要。

- 2022年8月～現在まで、SMAJの利用環境整備委員会の下に設置された、誹謗中傷/偽情報・フェイクニュース対策WGにおいて、会員企業の有志により議論を行っている。

# SMAJ 誹謗中傷/偽情報・フェイクニュース対策行動規範 検討中の案の概要

1. 前文
2. 基本的な考え方
3. 本規範の発効等
4. 同意者の取組
5. 報告・評価・公表

# 1. 前文

---

- 本規範の対象となるインターネット上の問題
  - 発効時点では①誹謗中傷、②偽情報・フェイクニュースを対象とする。
  - なお、今後の社会環境等により、対象の拡大を妨げない。
- 本規範への同意
  - SMAJ会員は、いつでも本規範に同意することができる。
  - 他のプラットフォーム事業者に対してベストプラクティス ガイドとして本規範を用いることを促していくものとする。

## 2. 基本的な考え方

---

- 安全性の確保
- 言論及び表現の自由、通信の秘密の保護
- ユーザのプライバシー保護
- インターネットのグローバルな性質の認識
- 将来の変化に対応するための包括性と柔軟性
- ユーザの安全性確保と基本的価値のバランスの視点
- リスク対応にあたっての比例性と必要性の考慮
- 社会全体による協力と連携

### 3. 本規範の発効等

---

- 本規範の対象となる製品及びサービス
- 既存の法律の適用
- 規定の改廃
- 発効時期
- 効力、廃止、除外等

## 4. 同意者の取組

---

- 同意者は、自らのサービス等性質を踏まえ、実施する取組を選択・実施する。
- 同意者が実施する取組として、以下のようなものを示すこととしている。

- ・ポリシーの制定、公開
- ・報告用ツールの実装
- ・閲覧するコンテンツをコントロールするツールの実装
- ・透明性レポートの発行、公表
- ・研究機関、NPO/NGOその他関連団体の取組への支援
- ・取組の評価
- ・対応の進捗状況の理事会への報告

## 5. 報告・評価・公表

---

- 報告
- 評価
- 公表
  - 実施状況を公表

- 自主行動規範は、インターネット上で刻々と変化する安全への懸念や脅威に適応するスピードを柔軟に許容しながら、企業に明確に責任を持たせる十分に柔軟な規制の枠組みを確保するための効果的な方法
- 産業界が(市民社会など他の関連する利害関係者とともに)策定した行動規範のメリット
  - グローバルスタンダードに合致し、同時にローカルマーケットの特性に照らしても適切で、実現可能性があり、合理性を確保するものにできる
  - マルチステークホルダーの協力と連携を促進する
  - そして、絶えず変化する脅威、新たに出現する脅威に対して、高い柔軟性を確保し、迅速に反応し、改善し、適応させ、この過程を反復継続できる。
  - より広範な政策や法律の枠組みをサポートし、既存の法律を補完することができる。
  - 企業の安全性とコンテンツモデレーションの実践に、より透明性を持たせる。